

37. 網膜色素変性症

1 自覚症状

夜盲
視野狭窄
視力低下

2 臨床検査所見

(1) 眼底所見

網膜血管狭小
粗糙胡麻塩状網膜
骨小体様色素沈着
白点状

(2) 網膜電図の振幅低下又は消失

(3) 蛍光眼底造影所見で網膜色素上皮萎縮による過蛍光

3 診断の判定

進行性の病変である。

自覚症状で、上記のいずれか1つ以上がみられる。

眼底所見で、上記のいずれか2つ以上がみられる。

網膜電図で、上記の所見がみられる。

蛍光眼底造影で、上記の所見がみられる。

(アレルギーがあり検査不可能な場合は除外)

炎症性又は続発性でない。

上記、～ のすべてを満たすものを、特定疾患としての網膜色素変性症と診断する。

4 重症度分類

度：矯正視力0.7以上，かつ視野狭窄なし

度：矯正視力0.7以上，視野狭窄あり

度：矯正視力0.7未満，0.2以上

度：矯正視力0.2未満

注：矯正視力，視野ともに，良好な方の眼の測定値を用いる。

5 特定疾患治療研究事業の対象範囲

診断基準により網膜色素変性症と診断された者のうち，重症度分類の ， ， 度の者を対象とする。